

パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件

本契約に基づき、お客様は IBM の「対象製品」(以下、「対象製品」といいます。)を注文することができます。「対象製品」に関する詳細は、「特則」、「サービス記述書」、「ご利用条件(ToU)」および「取引文書」(以下、総称して「取引文書」といいます。)に規定されています。「本契約」および該当する「取引文書」は、お客様が「対象製品」を取得する取引に関する完全な合意です。相違がある場合は、「取引文書」が「本契約」の条件に優先するものとします。

1. 共通事項

1.1 受諾

お客様は、IBM、またはお客様が選択したリセラーに注文を提出することにより、「本契約」に同意したものとみなされます。「本契約」は、「本契約」に基づき IBM が注文を受諾する日付に発効します。「対象製品」には、IBM が以下を実施することによってお客様の注文を受諾したときに、「本契約」が適用されます。i) 請求書または使用許諾レベルを含む「証書(PoE)」の送付、ii) 「プログラム」または「IBM SaaS」の使用可能化、iii) 「アプライアンス」の出荷、または iv) サポート、サービスもしくはソリューションの提供。

1.2 料金、支払いおよび税金

お客様は、IBM が規定し適用するすべての料金、使用許諾を超過した使用料金、関税もしくはその他の義務、公租公課または「本契約」に基づくお客様の取得から生じ、当局によって課される料金、および、支払い遅延金を支払うことに同意するものとします。請求書を受領すると同時に支払義務が発生し、お客様への請求日から 30 日以内に IBM が指定する口座に支払われるものとします。前払いサービスは、当該期間内に利用する必要があります。IBM は前払い料金、一括払い料金またはその他すでに支払期日が到来しているかもしくは支払い済みの料金について、相殺または返金を行わないものとします。

お客様は以下に同意するものとします。i) 法律によって要請される場合に、源泉徴収税を適切な政府機関に直接支払うこと、ii) かかる支払いを証明する納税証明書を IBM に提出すること、iii) 税引き後の純利益のみを IBM に支払うこと、および、iv) かかる税金の権利放棄または減額を求める際には十分に IBM と協力し、すべての関係書類をすみやかに作成して提出すること。

1.3 「IBM ビジネス・パートナーおよびリセラー」

「IBM ビジネス・パートナーおよびリセラー」は、IBM から独立した存在であり、料金および支払い条件を独自に決定します。IBM は、これら「IBM ビジネス・パートナー」の作為、不作為、声明またはオファリングに対して責任を負わないものとします。

1.4 責任の制限

「本契約」に関連するすべての請求に対して IBM の賠償責任総額は、請求の原因を問わず、請求の対象である製品またはサービスに対して支払った金額を限度として(定期的に発生する料金の場合は、最大 12 か月の料金が適用されます。)、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する額を超えないものとします。この制限は、IBM、子会社、請負業者およびサプライヤー全てに対して適用します。IBM は、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害および経済的結果的損害、ならびに、逸失利益、機会損失、逸失収益、信用毀損、節約すべかりし費用については賠償責任を負わないものとします。

以下の損害については、当事者がこれについて法的に責任を負う場合は、上記の損害賠償上限額は適用されません。i) 以下の項に記載の第三者支払い、ii) 死亡を含む人身損害、iii) 不動産または有形動産に対する損害、ならびに iv) 適用法に基づき制限することのできない損害。

「本契約」に基づいて取得された「IBM 製品」が、第三者の特許権または著作権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合は、IBM は、お客様は次のすべての条件を満たす場合に限り、かかる請求からお客様を防御し、裁判または IBM が認めた和解で確定した金額を支払うものとします。(i) 書面で速やかに請求の事実および内容を IBM に通知すること、(ii) IBM が要求する情報を提供すること、また、(iii) IBM にその防御および対処を含む和解権限を与え、かつ、IBM に協力すること。

IBM は、以下のいずれかに基づく請求に対しては、責任を負わないものとします。全部または一部が「第三者の製品」または IBM 以外の者が提供した品目である場合、お客様のコンテンツ、資料、設計、仕様が法律違反もしくは第三者の権利を侵害する場合、あるいは、現行バージョンまたはリリースを使用することで請求を防ぐことができる範囲において、IBM 製品の現行バージョンまたはリリース以外を使用したことに起因する場合。各「第三者プログラム」には、これに付随する第三者の使用許諾契約の条件が適用されます。IBM は第三者の使用許諾契約の当事者ではなく、かかる契約に基づくいかなる義務も負わないものとします。

1.5 一般原則

両当事者は、機密保持契約を別途締結することなく、機密情報を開示することはできません。機密情報を取り交わす場合は、「本契約」に組み込まれる機密保持契約に従うものとします。

IBM は独立した契約当事者であり、お客様の代理人、共同事業者、パートナーまたは受任者ではなく、また、お客様による規制に対する義務の履行を引き受けることもなく、お客様の事業および運用についても責任を負わないものとします。各当事者は、人員および委託先の割り当て、これらに対する指示、管理および報酬を決定するものとします。

お客様は、サービス、保守またはサポートにおけるコンテンツの使用、提供、保管、処理を行うために必要なすべての許可を取得する責任を負い、IBM に対しこれらを行うための許可を与えるものとします。お客様のコンテンツの一部には政府による規制が適用されることがあり、また、オフリングに関して IBM が規定した措置を超えるセキュリティ措置が必要となることがあります。お客様はかかるコンテンツを入力および提供しないものとします。ただし、IBM が必要なセキュリティの追加措置を実施することにあらかじめ書面で同意した場合は、この限りではありません。

お客様は「IBM SaaS」へのアクセス、「アプライアンス・サービス」、「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「特定サポート」に関連する通信費用を支払う責任を負うものとします。ただし、IBM が別途書面により規定した場合はこの限りではありません。

IBM およびその従契約者は、IBM とお客様とのビジネス遂行のために、お客様、お客様の従業員および従契約者のビジネス上の連絡先情報を国内外において処理することが可能であり、お客様はこれに必要な同意を得ているものとします。IBM はかかる連絡先情報へのアクセス、更新または削除の要求に応じるものとします。IBM は、製品およびサービスの提供をサポートするために、国内外に存在する人員、リソースおよび第三者サプライヤーを使用することができます。

いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意なしに、「本契約」の全部または一部を譲渡できないものとします。

「対象製品」は、お客様の「エンタープライズ」内に限り使用するものとし、「対象製品」を第三者に譲渡、再販、賃貸、リース、または移転することはできません。相手方の同意のないこれらの試みは無効とします。「アプライアンス」のリースバック・ファイナンスは許可されています。IBM は、製品またはサービスを含む IBM の事業の一部の売却と連動した金銭債権の譲渡について、制限を受けないものとします。「本契約」において、「エンタープライズ」とは、お客様、および過半数を超える議決権を所有するか、過半数を超える議決権を所有されるか、またはそれらの法人もしくは団体が過半数を超える議決権を所有する法人もしくは団体をいいます。

「本契約」に基づくすべての通知は書面によるものとし、以下のアドレスに送付する必要があります。ただし、当事者が書面により異なるアドレスを指定した場合は、この限りではありません。両当事者は、記名・押印された書面などを伝達するために、電子手段およびファクシミリ伝送を使用することに同意するものとします。信頼できる手段により作成された、「本契約」の写しは、原本と同一とみなされます。「本契約」は、当事者間における一切の交渉、協議または表明に優先するものとします。

「本契約」は、第三者に対していかなる訴権または請求権をも生じさせるものではありません。いずれの当事者も、「本契約」に起因または関係するいかなる請求権も、原因となる行為の発生から2年を経過した後は、相手方に対し法的手段を行使できないものとします。いずれの当事者も、金銭債務以外は、不可抗力による不履行の責任を負わないものとします。いずれの当事者も相手方に義務違反が生じた場合は、相当期間を定めて相手方にその是正を催告するものとします。「本契約」に基づくいずれかの当事者の同意または承認は、合理的な理由なしに遅延または留保されないものとします。

1.6 準拠法および地理的範囲

各当事者は、以下を遵守する責任を負うものとします。i) 事業およびコンテンツに適用される法規、および ii) 輸出入管理法規および経済制裁関連法規(直接または間接に、特定の国、最終用途、またはエンド・ユーザーに対し、またはこれらのために、製品、テクノロジー、サービスもしくはデータの輸出、再輸出または転送を禁止または制限する米国の法規を含みます)。お客様は、IBM 製品および第三者の製品の使用に対して責任を負うものとします。

両当事者は、法原理の矛盾に関する場合を除き、「本契約」に関し取引が履行される国の法律(サービスについてはお客様の事業所が存在する国の法律)を適用することに同意するものとします。いずれの当事者の権利および義務も、取引が履行される国においてのみ有効とし、また IBM が合意する場合は、製品が生産的に使用される国においてのみ有効とします。ただし、明示的にこれと異なる使用許諾がなされた場合を除きます。いずれかの条項が無効または実行不能の場合でも、その他の条項は、有効に存続するものとします。「本契約」は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。「動産の国際的売買契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)」は「本契約」に基づく取引には適用されないものとします。

1.7 「対象製品」

IBM は、「対象製品」を決定し、いつでも、「対象製品」(「CEO 製品カテゴリー」の「対象製品」を含みます。)の追加もしくは営業活動を終了すること、または「対象製品」のライセンス課金単位を追加もしくは終了することができます。「対象製品」は、営利目的で第三者にホスティング・サービスまたはその他の情報技術サービスを提供するために使用することはできないものとします。

「対象製品」について、IBM は、その時点におけるすべてのお客様に対して、発表レター、書面または電子メールを通じて12か月前までに通知することによって、「期限付使用权」、「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」および「特定サポート」、「月次ライセンス」全体、または「IBM SaaS」もしくは「アプライアンス・サービス」の全体(以下、総称して「オプション」といいます。)を終了することができるものとします。

IBM が「オプション」を終了する場合は、お客様は、かかる終了の効力発生日時点で、IBM の書面による同意を得ることなくすでに取得している使用許諾範囲を超えて使用レベルを増加することができず、かかる「オプション」を更新または取得することもできないこと、また、お客様が終了通知より前に「オプション」を更新した場合は、お客様は (a) その時点で有効な対象期間終了まで継続してかかる「オプション」を使用もしくは利用するか、または (b) 按分により返金を受けることをお客様は了承するものとします。

1.8 更新

「期限付使用権」、「トークン・ライセンス」、「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「特定サポート」または「アプライアンス・サービス」の期間は、その時点で有効な料金で自動更新されます。ただし、お客様が期間満了前に書面により解約を通知した場合はこの限りではありません。

IBM は、お客様のパスポート・アドバンテージの「アニバーサリー・デート」に調整するために、「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「特定サポート」、6 か月以上の「期限付使用権」、およびアプライアンス・サービスの料金を按分計算することができます。

満了した「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「特定サポート」、「期限付使用権」または「アプライアンス・サービス」の期間を再開させるためには、お客様はこれらを更新するのではなく、「IBM 新規ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「新規特定サポート」、「新規アプライアンス・サービス」または初回用の「期限付使用権」を新規に取得する必要があります。

「月次ライセンス」については、お客様は注文時に「更新オプション」を選択するものとします。

1.9 遵守状況の確認

お客様は、以下を実施します。i) IBM およびその独立監査人がお客様の「本契約」の遵守状況を確認するために合理的に必要とされる記録およびシステム・ツールからの出力ならびにお客様の施設へのアクセスを維持し、要求に応じてこれらを提供すること (機械コードならびに「プログラム」のライセンスおよび課金単位 (サブキャパシティーの使用など) を含みます。)、また ii) 必要な使用許諾をすみやかに注文し、その時点で有効な IBM の料金に応じた追加料金 (お客様の許可または使用許諾を超える使用、および関連する「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「特定サポート」を含みます。) および当該確認の結果決定したその他の債務を支払うこと。これらの遵守状況確認義務は、「本契約」期間中、およびその後の 2 年間有効に存続します。お客様は適切な記録を保持する責任を負うものとします。お客様の記録が「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」の料金を決定するために不十分である場合は、超過使用分に対する IBM の料金には、2 年間の関連する保守および「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」が含まれます。

1.10 仮想化環境における「プログラム」(サブキャパシティー・ライセンス条件)

サブキャパシティー使用に関するオペレーティング・システム、プロセッサ・テクノロジーおよび仮想化環境の要件を満たす「対象製品」は、「サブキャパシティー・ライセンス」の条件で「プロセッサ・バリュー・ユニット」(以下、「PVU」といいます。)) に基づいて使用許諾を受けることができます (以下、「対象サブキャパシティー製品」といいます)。 <http://www-01.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing.html> 「サブキャパシティー・ライセンス」の要件に合致しない製品は、「フルキャパシティー」の条件で使用許諾される必要があります。

「対象サブキャパシティー製品」に対しては、利用可能な仮想化機能に関連する PVU の総計に対して「対象サブキャパシティー製品」の PVU に基づくライセンスを取得する必要があります。計算方法については、以下に記述されています。 <https://www-112.ibm.com/software/howtobuy/passportadvantage/valueunitcalculator/vucalc.wss>

「対象サブキャパシティー製品」の仮想化キャパシティーを増加させる前に、お客様はかかる増加に足りる十分なライセンスをあらかじめ取得する必要があります。該当する場合は、「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を含みます。

1.11 レポートに関するお客様の責任

お客様は、「対象製品」の「サブキャパシティー」使用について、お客様がサブキャパシティー・ベースの「対象サブキャパシティー製品」を最初に導入してから 90 日以内に ILMT の最新版を導入および設定することに同意するものとします。また、お客様は、利用可能となった「IBM License Metric Tool」(以下、「ILMT」といいます。)) のアップデートをすみやかに導入し、ならびに「対象製品」ごとの導入データを収集することに同意するものとします。ただし、この条件は以下の場合には適用されません。i) ILMT が「対象サブキャパシティー製品」をまだサポートしていない場合、ii) お客様の「エンタープライズ」の従業員 (契約社員等を含む) が 1,000 人未満で、また、お客様は「サービス・プロバイダー」(直接またはビジネス・パートナーを通じて、情報技術サービスをエンド・ユーザーのお客様に提供する事業者) ではなく、かつ、お客様が「対象製品」が導入されるお客様の環境の管理を「サービス・プロバイダー」と契約していない場合、iii) サブキャパシティー条件で使用許諾を受けているが、「フルキャパシティー」を元に算出したお客様のエンタープライズ内のサーバーの物理キャパシティーの合計が 1,000 PVU 未満である場合、または、iv) お客様のサーバーが「フルキャパシティー」で使用許諾されている場合。

ILMT が使用されていないすべての場合、およびすべての PVU に基づかないライセンスに該当する場合は、お客様は上記の「遵守状況の確認」の条項に記載されているとおり、お客様のライセンスを手動で管理および記録する必要があります。

PVU に基づく「対象製品」ライセンスに該当する場合はすべて、レポートに以下の「監査レポート」例で示されている情報を含める必要があります。<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html> レポートは、少なくとも四半期に 1 回作成する必要があります。レポートを作成しなかった場合、またはレポートを IBM に提供しなかった場合は、サーバーで活動化され、利用可能となった物理プロセッサ・コアの総計数に対して「フルキャパシティー」に基づいて課金されるものとします。

「監査レポート」に関する質問、レポートの内容と使用許諾範囲との不整合、もしくは「ILMT」の構成などの問題をすみやかに解決するために、お客様は、お客様の組織内に担当者を選任するものとします。また、お客様の使用許諾範囲を超える「対象製品」の使用が反映された場合は、IBM またはお客様の「IBM ビジネス・パートナー」に対してすみやかに発注するものとします。「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」および「特定サポート」は、お客様の使用許諾範囲を超えた時点で課金されます。

2. 保証

IBM が別途定めない限り、以下の保証は取得した国においてのみ適用されます。

「IBM プログラム」に対する保証は、当該「IBM プログラム」の使用許諾契約に記載されます。

IBM は、相応な注意およびスキルをもって、「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、「特定サポート」および「アプライアンス・サービス」を提供することを保証します。

IBM は、所定稼働環境で使用される「アプライアンス」の「機械コンポーネント」が公開されている仕様に適合していることを保証します。「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」の保証期間は、「引渡日」（「保証開始日」ともいいます。）を開始日とする所定の期間で、「取引文書」で定められます。「IBM 機械コンポーネント」が、保証期間中に保証どおりに機能しない場合は、IBM が、i) 保証どおりに機能させるか、ii) 機能的に同等の「機械コンポーネント」と交換することができないときには、お客様は、取得元に当該「IBM 機械コンポーネント」を返却し、返金を受けることができます。

「IBM SaaS」に対する保証は、「取引文書」に記述されます。

IBM は、「対象製品」の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、IBM がすべての誤りを修正すること、もしくは「対象製品」の第三者による中断または不正な第三者アクセスを防ぐことを保証しません。これらの保証は、IBM による保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、十分な品質保証、商品性の保証、第三者の権利の不侵害の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任にかわるものとしません。IBM に起因しない誤用、改造付加、破損、IBM の指示に従わなかった場合、または、その他「特則」または「取引文書」に規定したところによる場合は、IBM の保証は適用されません。「第三者製品」については、「本契約」に基づいて現状有姿で販売され、いかなる保証責任も適用されません。第三者は、独自の保証をお客様に提供することがあります。

IBM は、保証適用外の「IBM 対象製品」を特定します。

第三者の「対象製品」には、「特則」または「取引文書」で別途の指定がない限り、いかなる保証責任および保証条件も適用されません。第三者は独自の契約に基づき、お客様に直接製品およびサービスを提供し、それらの使用を許諾します。

3. 「プログラム」および「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」

「本契約」に基づいて取得される「IBM プログラム」には、「ライセンス情報」（以下、「LI」といいます。）を含む「IBM プログラムのご使用条件」（以下、「IPLA」といいます。）が適用されます。

「プログラム」とは、プログラムの原本および複製物（全体または部分的複製物を含みます）をいいます。「プログラム」には、1) 機械で読み取ることができる形式の命令およびデータ、2) 構成要素、3) 視聴覚コンテンツ（イメージ、テキスト、録音または画像など）、4) 関連するライセンス資料、ならびに 5) ライセンス・ユース・ドキュメントまたはキー、および付属文書が含まれます。

IBM がプラットフォームまたはオペレーティング・システム用として指定する特定のプログラムを除き、お客様は、お客様の使用許諾範囲内で、IBM が利用を可能としたプラットフォームまたはオペレーティング・システムに対し各国語版で「プログラム」を使用およびインストールすることができます。

お客様は、使用権が終了した場合は、すみやかにお客様の「プログラム」の複製物すべての使用を中止し、これを破棄することに同意するものとします。

3.1 「本契約」と「IPLA」の条件の相違

「特則」および「取引文書」を含む「本契約」と LI を含む「IPLA」の条件との間に相違がある場合は、「本契約」の条件が優先します。「IPLA」およびその「LI」はインターネット <http://www.ibm.com/software/sla> から入手できます。

3.2 「IBM トレードアップ」および「第三者トレードアップ」

特定の「IBM プログラム」または特定の「第三者プログラム」を置き換えるための他の「プログラム」の使用権を割引料金で取得できる場合があります。この場合は、お客様は、置き換え後の「プログラム」をインストール後、置き換え前の「プログラム」の使用を終了することに同意するものとします。

3.3 「月次ライセンス」

「月次ライセンス・プログラム」は、月額ライセンス料金でお客様に提供される「IBM プログラム」です。「月次ライセンス」は、IBM がお客様の注文を受諾した日に開始され、お客様が IBM に対してコミットメントした期間 (以下、「コミットメント期間」といいます。) 有効であり、その期間は「取引文書」で明示されます。

3.4 「期限付使用権」

「期限付使用権」は、IBM がお客様の注文を受諾した日、直前の「期間」満了後の翌日から有効となります。「期限付使用権」は、期限付の使用許諾であり、その期間は IBM により「取引文書」で明示されます。

3.5 「トークン・ライセンス」

「トークン対象製品」または「ETP」である「対象製品」には、「トークン値」が割り当てられます。同時に使用されるすべての「ETP」に必要な「トークン」の合計がお客様の「証書 (PoE)」で許諾された「トークン」数を超えない限り、お客様は、単独の「ETP」または「ETP」の組み合わせに対して「トークン」を使用することができます。

現行の「トークン」使用許諾を超えるか、または許諾されていない「トークン対象製品」を使用する前に、お客様は十分な「トークン」の追加および使用許諾を取得する必要があります。

「ETP」には、「ETP」が「特定期間」の終了後に使用されることを防ぐ使用無効化機能を含むことがあります。お客様は、当該使用無効化機能を不正に操作せず、また、データの損失を避けるための予防措置を講じることに同意するものとします。

3.6 「CEO 製品カテゴリ」

IBM は、複数の「対象製品」を取りまとめて、初回の最小ユーザー数を条件として、ユーザー数に基づいて提供することがあります (以下、「CEO 製品カテゴリ」といいます)。お客様の最初の「CEO 製品カテゴリ」(プライマリー製品カテゴリ) については、お客様は、「CEO 製品カテゴリ」で「プログラム」にアクセスすることができる機械を割り当てられている「エンタープライズ」のすべてのユーザーに対して使用許諾を取得する必要があります。追加の各「CEO 製品カテゴリ」(セカンダリー製品カテゴリ) については、お客様は適用される初回注文の最小数量要件を満たす必要があります。

「CEO 製品カテゴリ」のコンポーネントについては、使用許諾を取得したユーザーに限ってインストールすることができます、またこれを使用することができます。すべてのクライアント側の「プログラム」(サーバーの「プログラム」にアクセスするために、エンド・ユーザーのデバイス上で使用される「プログラム」) は、それらがアクセスするサーバー・プログラムと同じ「CEO 製品カテゴリ」から取得する必要があります。

3.7 「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」

「IPLA」に基づき提供される各「IBM プログラム」に対して、IBM は「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を提供します。

「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」は IBM プログラム取得日に開始し、翌年の同じ月の末日に終了します。ただし、「プログラム」の取得日が月の一日の場合には、取得から 12 か月目の最終日に終了するものとします。

「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」には、修正策、制限、バイパスおよび IBM が一般的に入手可能とする新しいバージョン、リリースまたはアップデートを含みます。

IBM は、お客様に対して、i) 導入や使用方法 (操作手順) に関する日常的、かつ短時間の質問、ii) プログラム・コードに関連する質問 (以下、総称して「サポート」といいます。) を提供します。詳細は、

<http://www.ibm.com/software/support> の「IBM Software Support Handbook」に記述されています。「IBM プログラム」の特定のバージョンまたはリリースに対する「サポート」は、IBM が「IBM プログラム」の当該バージョンまたはリリースに対する「サポート」を終了するまで利用することができます。「サポート」が終了される場合は、お客様は「サポート」を継続して利用するために、当該「IBM プログラム」のサポートの対象であるバージョンまたはリリースにアップグレードする必要があります。IBM の「ソフトウェア・サポート・ライフサイクル・ポリシー」は <http://www.ibm.com/software/info/supportlifecycle/> から入手することができます。

お客様が、指定のお客様「サイト」で「IBM プログラム」に対する「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」の継続を選択する場合は、お客様は、かかるサイトで「IBM プログラム」のすべての使用およびインストール分の「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を維持する必要があります。

お客様が、満了する「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を、満了する数量より少ない「IBM プログラム」の使用およびインストール数量で更新することを希望する場合は、お客様は、現在の「IBM プログラム」の使用

およびインストールを実証するレポートを提供する必要がある、また、その他の遵守状況を確認する情報についても提供が要請されることがあります。

「IBM プログラム」に対する「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」料金を十分に支払っていない場合は、お客様は「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を利用することはできないものとします。お客様が利用を希望する場合は、お客様は、このような不足全てに対応する十分な「IBM 新規ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を、その時点で適用される IBM 料金で取得する必要があります。

3.8 「特定サポート」

「特定サポート」は以下に対して利用することができます。(i) 「第三者プログラム」、または(ii) 「IBM プログラムのご使用条件(保証適用外プログラム用)」に基づき使用許諾される「プログラム」(以下、総称して「特定プログラム」といいます)。

上記の「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」の規定は、「特定サポート」に基づいて「特定プログラム」に対しても適用されます。ただし、1) IBM は、お客様のサブスクリプション・レベルに基づいて、アプリケーションの設計および開発の支援をお客様に提供する場合があります。2) IBM の「ソフトウェア・サポート・ライフサイクル・ポリシー」は、適用されません。3) IBM は、新しいバージョン、リリースまたはアップデートを提供しません。

IBM は「本契約」に基づき、「特定プログラム」に対する使用権を許諾するものではありません。

4. 「アプライアンス」

「アプライアンス」は、「プログラム・コンポーネント」、「機械コンポーネント」および該当する「機械コード・コンポーネント」が組み合わされて同時に提供される、特定機能のために設計された単一オフリングとしての「対象製品」です。別段の定めがある場合を除き、「プログラム」に適用する条件は「アプライアンス」の「プログラム・コンポーネント」にも適用されます。お客様は、「アプライアンス」の一部である「アプライアンス」のコンポーネントを独立して使用できないものとします。

各「アプライアンス」は、新品または再生部品を用いて製造されています。また、「アプライアンス」または交換部品は一旦据付けられたものである場合もあります。ただし、いずれの場合も、IBM の保証条件が適用されます。

「アプライアンス」については、お客様の指定場所に配送するために IBM 指定の運送業者に引き渡すまで、各「アプライアンス」の滅失破損の危険は IBM が負担します。それ以降の危険は、お客様の負担としますが、「アプライアンス」には、お客様またはお客様の指定場所に引き渡されるまでの期間を対象として、IBM がお客様のために契約し、保険料を支払う保険が適用されます。何らかの滅失破損が生じた場合は、お客様は、i) 引き渡しから 10 営業日以内に IBM に書面で報告し、かつ、ii) IBM の請求手続に従うものとします。

お客様が IBM から「アプライアンス」を直接取得した場合は、「機械コンポーネント」の所有権は代金が完済された時に、お客様または該当する場合はお客様の貸貨人に移転します。ただし、出荷と同時に所有権が移転する米国の場合を除きます。IBM の資産となる部品の取り外しを伴う「アプライアンス」のために取得したアップグレードの場合は、全ての代金ならびに取り外された部品を IBM が受け取るまで、IBM はその所有権を留保します。

IBM が設置に対して責任を負う場合は、お客様は出荷から 30 暦日以内に設置するものとし、その後は追加料金が適用されます。お客様は、「技術変更」が不可欠な場合は、すみやかに導入を行うか、または IBM が導入できるようにするものとします。お客様は、アプライアンスとともに提供される説明書に従って「カスタマー・セットアップ・アプライアンス」を設置するものとします。

「機械コード・コンポーネント」とは、「機械コンポーネント」とともに提供、使用されるか、または「機械コンポーネント」によって作成されるコンピューターの説明書、修正、代替物および関連資料(データおよびパスワードなど)をいいます。これにより、「仕様書」で定められた「機械コンポーネント」のプロセッサ、ストレージまたは他の機能の操作が許可されます。お客様は「本契約」に同意することで、「アプライアンス」とともに提供される IBM の機械コードの使用条件にも同意することになります。「機械コード・コンポーネント」は、「機械コンポーネント」を IBM が書面で許諾したキャパシティーまたは能力を限度に、その「仕様」で定められた機能を実行させる目的でのみ使用許諾されます。「機械コード・コンポーネント」は、著作権で保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。

4.1 IBM アプライアンス・サービス

IBM は、「機械」の保守および「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」で構成される、「アプライアンス」に対する「アプライアンス・サービス」を単独のオフリングとして提供します。詳細は、<http://www.ibm.com/software/appliance/support> の「アプライアンス・サポート・ハンドブック」に記述されています。

1 年間の「アプライアンス・サービス」は、「取引文書」に明示される保証開始日に開始し、「アプライアンス」の取得時に含まれています。以降は、自動更新の条件が適用されます。すべての更新には、利用可能な場合は、お客様が初年度に許諾されたサービスレベルと同じレベルで提供される「アプライアンス・サービス」が提供されます。アップグレード、保証サービスまたは保守のために取り外された部品または交換した部品は IBM の所有物であり、30 日以内に IBM に返却される必要があります。交換は、交換された部品の保証または保守状況を引き継ぎます。お客様が「アプラ

イアンス」を IBM に返却する場合は、お客様は「アプライアンス・サービス」に基づいてサポートされないすべての機構を取り外し、すべてのデータを確実に消去し、その返却を妨げる法的制約のないことを保証するものとします。

「アプライアンス・サービス」は、損傷がなく、適切に保守され、インストールされ、IBM が使用許諾したとおりに使用された、変更されていない識別ラベルを持つ「アプライアンス」を対象とします。サービスは、変更、アクセサリ、供給部品、消耗品（電池など）、構造部品（フレーム、カバーなど）または IBM が責任を負わない製品によって生じた障害を対象としません。

5. IBM SaaS

「IBM Software as a Service」(以下、「IBM SaaS」といいます。)とは、IBM が、(i) 「プログラム」の機能、(ii) インフラストラクチャー、および (iii) テクニカル・サポートをインターネット経由でお客様に提供する「対象製品」オファリングをいいます。「IBM SaaS」は、「プログラム」ではありませんが、利用するためには、お客様によるイネープリング・ソフトウェアの導入を必要とする場合があります。

お客様は、International Business Machines Corporation およびその子会社が、インターネットを含む通信施設を経由するデータの転送を制御しないことを認めるものとします。IBM は、「IBM SaaS」を提供するために必要となる場合に限り、IBM 従業員および委託先に、お客様の専用コンテンツへのアクセスおよびその使用を提供します。IBM は、お客様の専用コンテンツを開示せず、「IBM SaaS」が満了または解約された場合は、これを返却または破棄するものとします。IBM は、お客様のコンテンツに対する第三者による不正アクセスについて IBM が認識した場合にお客様に通知し、特定されたセキュリティの脆弱性を修正するために合理的な努力を払うものとします。

お客様は、お客様が取得した使用許諾範囲内で「IBM SaaS」にアクセスし、使用できるものとします。お客様は、お客様のアカウント資格情報を用いて「IBM SaaS」にアクセスする利用者の「IBM SaaS」の利用に対して、責任を負うものとします。「IBM SaaS」は、いかなるユーザーのいかなる法管轄区域においても、違法、わいせつ、攻撃的あるいは不正なコンテンツまたはアクティビティ(有害事象を擁護することや危害を加えること、ネットワークやシステムの完全性またはセキュリティを妨害しもしくは違反すること、フィルターを忌避すること、一方的で不正な虚偽のメッセージ、ウイルスもしくは有害コードを送信すること、または第三者の権利を侵害することなど)の目的のために利用することはできないものとします。違反の申し立てまたは通知があった場合は、解決するまでその利用を保留することができず、すみやかに解決されない場合はこれを終了することができるものとします。「取引文書」に明示的な定めがない限り、お客様は、ホスティングまたはタイムシェアリング・サービスを第三者に提供するために「IBM SaaS」を利用することは許諾されていません。

特定の「IBM SaaS」オファリングの条件はその「取引文書」で提供され、定義、サブスクリプションおよびサービスの内容、課金単位、更新および制限条件等が規定されます。「取引文書」は以下で閲覧することができます。<http://www-03.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/saas/>

「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」は、お客様がアクセス可能となったことを IBM がお客様に通知した日に開始し、「取引文書」で明示される月の末日に終了します。

「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」中は、お客様は、「IBM SaaS」のサブスクリプション・レベルを増加させることができますが、サブスクリプション・レベルを減少させることは、「サブスクリプション期間」の終了時点における更新において行うことができるものとします。

「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」中は、IBM は、「IBM SaaS」に関するお客様のオファリング固有の、タスク指向の質問に対して、「取引文書」に定めるサポートを提供します。「IBM SaaS」のテクニカル・サポートは、「IBM SaaS」、クライアント・オペレーティング・システム、インターネット・ブラウザおよびソフトウェアの現在サポートされているバージョンに対してのみ利用することができます。IBM のテクニカル・サポートは、「IBM SaaS」サポート・センターの通常営業時間 (IBM が公開する基本時間帯) でのみ提供されます。

「パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」 - 各国固有の条件

アメリカ

準拠法および地理的範囲 - 次の表現、「取引が履行される国の法律 (または、インターネット提供サービスについては、お客様の事業の所在地の国における法律)」を下記に置き換えます。

カナダ: オンタリオ州法。

米国、アンギラ、アンティグア/バーブーダ、アルーバ、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、セントキッツ-ネヴィス、セントルシア、セントマーテン、セントビンセントおよびグレナディーン: 米国、ニューヨーク州法。

共通事項 - 第2項の最初の文章を下記に置き換えます。

ラテンアメリカ (すべての国): お客様は、「特則」および「取引文書」に署名することによって、「特則」および「取引文書」の条件に同意するものとします。

共通事項 - 必要に応じて、下記を追加します。

カナダ・ケベック州では下記を追加します: 両当事者は、本文書を英語で書面作成することに同意するものとします。

Les parties ont convenu de rédiger le présent document en langue anglaise.

アジア太平洋

準拠法および地理的範囲 - 次の表現、「取引が履行される国の法律 (または、インターネット提供サービスについては、お客様の事業の所在地の国における法律)」を下記に置き換えます。

カンボジア、ラオス: 米国ニューヨーク州法。

オーストラリア: 取引が履行される州または地域の法律。

香港特別行政区、マカオ特別行政区: 香港特別行政区法。

韓国: 大韓民国法。

台湾: 台湾法。

準拠法および地理的範囲 - 新しい項として下記を追加します。

カンボジア、インド、ラオス、フィリピン、ベトナム: 紛争は、最終的に、その時点で有効なシンガポール国際仲裁センターの仲裁規則 (以下、「SIAC 規則」といいます。) に従って、シンガポールで行われる仲裁によって解決されるものとします。

インドネシア: 紛争は、最終的に、その時点で有効なインドネシア仲裁国家委員会の規則 (以下、Badan Arbitrase Nasional Indonesia または「BANI」といいます。) に従って、インドネシア共和国ジャカルタ市で行われる仲裁によって解決されるものとします。

マレーシア: 紛争は、最終的に、その時点で有効なクアラルンプール仲裁地域センターの仲裁規則 (以下、「KLRC 規則」といいます。) に従って、クアラルンプールで行われる仲裁によって解決されるものとします。

中華人民共和国: いずれの当事者も紛争の仲裁について、その時点で有効な仲裁規則に従って、中華人民共和国・北京の中国国際経済貿易仲裁委員会に提起する権利を有するものとします。

準拠法および地理的範囲 - 新しい項として下記を追加します。

香港特別行政区、マカオ特別行政区、韓国および台湾:

すべての権利および義務は、取引が履行される国の裁判所の判断に従うものとします。ただし、下記で特定する国においては、すべての紛争は、以下の管轄裁判所の専属管轄に提起され、これに従うものとします。

香港特別行政区、マカオ特別行政区: 香港特別行政区裁判所

韓国: 大韓民国ソウル中央地方裁判所

台湾: 台湾の裁判所

EMEA

「アプライアンス」 - 第4項を下記に置き換えます。

スペイン、スイスおよびトルコ: IBM がお客様の注文を受諾した場合は、IBM は、「アプライアンス」がお客様または指定された所在地に出荷されるときに、お客様またはお客様の賃貸人 (該当する場合) に所有権を移転します。ただし IBM は、代金を受領するまで、「機械コンポーネント」における取得代金担保権を留保します。

「保証」 - 西ヨーロッパのすべての国について、第4項の後に下記を追加します。

西ヨーロッパで取得される「機械」の保証は、西ヨーロッパのすべての国で効力を有し、これが適用されます。ただし、「機械」は当該国で発表されており、利用可能となっていることを前提とします。本項において、「西ヨーロッパ」と

は、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、バチカン市国および設立後に欧州連合に加盟する国を意味します。

責任の制限

フランス、ドイツ、マルタ、ポルトガル、スペイン – 「**超過する**」と「**金額**」の間に下記を挿入してください。50万ユーロ以上、または

アイルランド、英国 – 「**支払った金額を限度として**」を下記の文言に置き換えます。支払った金額の最大 125%

準拠法および地理的範囲 – 次の表現、「**取引が履行される国の法律(または、インターネット提供サービスについては、お客様の事業の所在地の国における法律)**」を下記に置き換えます。

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、モルドヴァ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナおよびウズベキスタン: オーストリア法、

アルジェリア、アンドラ、ベナン、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カボ・ヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ギニア、ギニア-ビサウ、コートジボワール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、メイヨット、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、ヴァヌアトウおよびウォリス・フツナ: フランス法、

アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア、マラウイ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ-プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、イギリス、ヨルダン川西岸地区/ガザ、イエメン、ザンビアおよびジンバブエ: 英国法、

エストニア、ラトビアおよびリトアニア: フィンランド法、

ロシア: ロシア連邦法、

南アフリカ、ナミビア、レソトおよびスワジランド: 南アフリカ共和国法

準拠法および地理的範囲 – 第1項の末尾に追加します。

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、モルドヴァ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナおよびウズベキスタン: すべての紛争は、最終的に、ウィーンにあるオーストリア連邦経済評議会の仲裁・調停の規則(以下、「ウィーン規則」といいます。)に基づいて解決されるものとします。

アルジェリア、ベナン、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カボ・ヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ギニア-ビサウ、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ギニア、ギニア-ビサウ、コートジボワール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、メイヨット、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、ヴァヌアトウ、ウォリス・フツナ: 紛争は、最終的に、仲裁時に効力を有する仲裁規則に従って、パリの ICC (国際仲裁裁判所) によって管理される仲裁によって解決されるものとします。ただし、「本契約」または両当事者の合意によって変更される場合はこの限りではありません。

アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア、リビア、マラウイ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ-プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヨルダン川西岸地区/ガザ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ: 紛争は、最終的に、仲裁時に効力を有する LCIA 仲裁規則に従って、ロンドン国際仲裁裁判所によって管理される仲裁によって解決されるものとします。ただし、「本契約」または両当事者の合意によって変更される場合はこの限りではありません。

エストニア、ラトビアおよびリトアニア: すべての紛争は、最終的に、その時点で効力を有するフィンランドの仲裁法に従って、フィンランド国ヘルシンキ市で行われる仲裁によって解決されるものとします。

ロシア: すべての紛争は、モスクワ仲裁裁判所によって解決されるものとします。

南アフリカ、ナミビア、レソトおよびスワジランド: 紛争は、最終的に、仲裁時に効力を有する ICC 仲裁規則に従って、南アフリカ仲裁財団法人の規則(以下、「AFSA 規則」といいます。)によって管理される仲裁によって解決されるものとします。ただし、「本契約」または両当事者の合意によって変更される場合はこの限りではありません。

準拠法および地理的範囲 – 第2項の末尾に追加します。

すべての紛争は、以下の管轄裁判所の専属管轄に提起され、これに従うものとします。

アンドラ: パリ商事裁判所、
オーストリア: オーストリア共和国ウィーン裁判所 (市内中心部)、
ギリシャ: アテネの管轄裁判所、
イスラエル: テル・アビブ - ヤッファ裁判所、
イタリア: ミラノ裁判所、
ポルトガル: リスボン裁判所、
南アフリカ、ナミビア、レソトおよびスワジランド: ヨハネスバーグ高等裁判所、
スペイン: マドリッド裁判所、
トルコ: トルコ共和国、イスタンブール中央裁判所 (Çağlayan) およびトルコ共和国実施理事会、
英国: 英国の裁判所。